（別紙）

同等品申請書について

1　仕様書記載の参考品以外のものを同等品として採用する場合は、令和２年８月 27 日（木）13 時までに提出してください。

2　同等品申請書の提出は、生駒市スポーツ振興課（市役所３階 41 番）まで持参又は郵送（上記提出期限必着）に限ります。

3　申請物品欄には、貴社で同等品の認定を受けたい対応物品のメーカー・品番等について記入してください。なお、複数の同等品申請も可とします。

4　判定欄には何も記入しないでください。本市で判定欄に審査結果（「可」又は「不可」）を記入し、令和２年９月１日（火）にＦＡＸにて通知します。

5　申請物品で不可の判定を受けた対象物品については、参考製品を納品していただきます。

6　同等品申請書には、当該申請物品の仕様が確認できる仕様書やカタログを添付してください。

7　記入枠が足りない場合は、複数枚利用してください。その場合は、各用紙に代表者名等を記入するとともに使用印を押印してください。

8　その他不明な点は、質問書により令和２年８月 27 日（木）13 時までにＦＡＸ（0743-74-9100）にて質問してください。